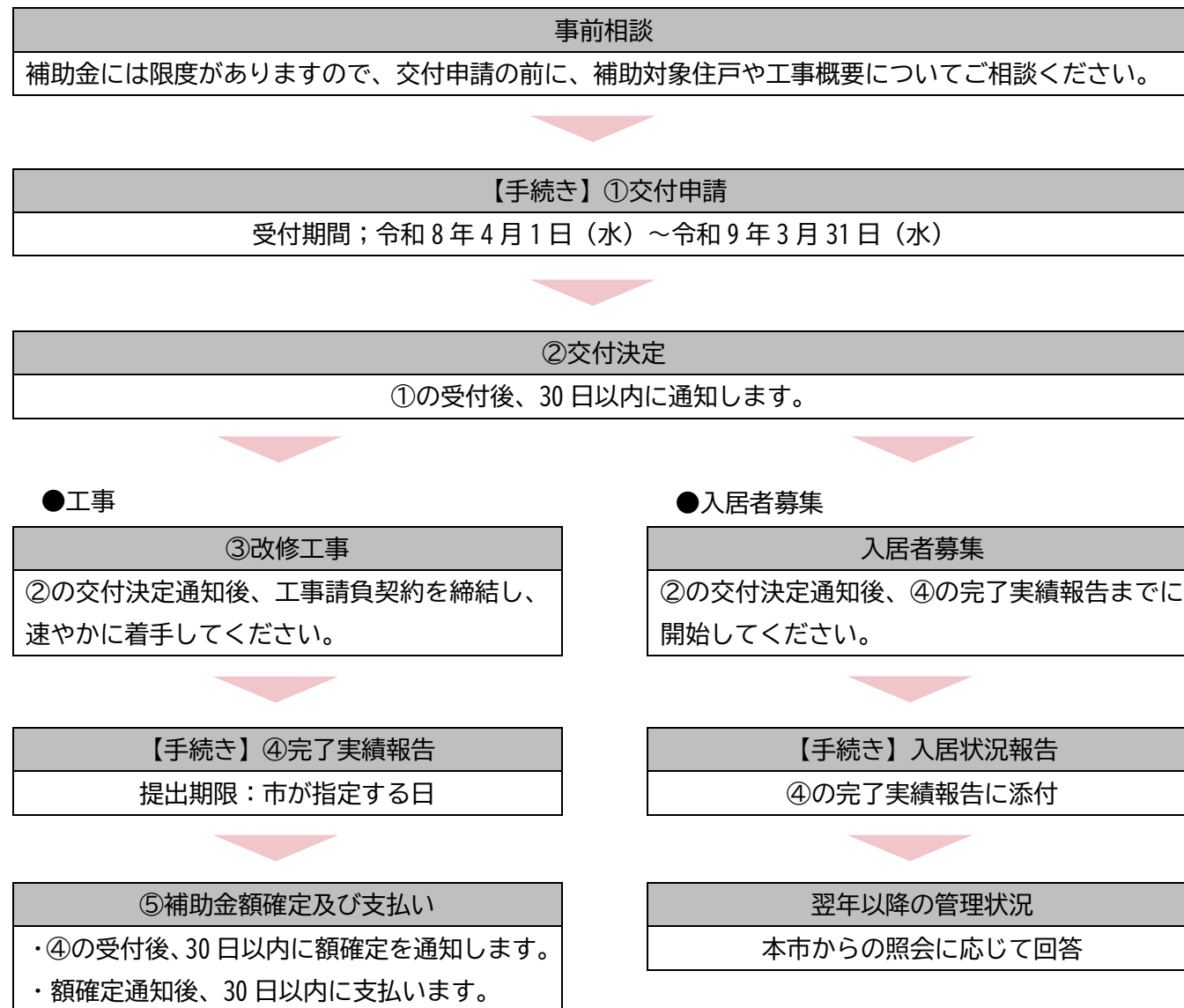


事業の流れ



豊田市 都市整備部 都市計画課

住 所：豊田市西町3丁目60番地

電 話：0565-34-6620

メール：toshikei@city.toyota.aichi.jp

新生活や子育てに配慮した

賃貸住宅のリフォームをサポートします

- 豊田市内の賃貸住宅を所有するオーナー様向けの補助金です。
- 申請は部屋ごとであり、同時に3部屋まで申請することができます。
- 補助を受けた部屋は「対象世帯」の入居者募集を行う必要があります。

●必須工事の例



指はさみ防止措置



コンセントの感電防止措置
(シャッター付きコンセント等の設置)



吊戸棚等の地震対策措置

●補助対象工事の一例



和室の洋間化



カメラ付きモニターフォンの設置



洗面設備の改良



宅配ボックスの設置

事業の趣旨

この補助金は対象世帯の入居を促進するために民間賃貸住宅の改修工事を行う者に対して、その費用の一部を補助することにより、対象世帯の市内居住の促進と民間賃貸住宅ストックの有効活用を図るものです。

- 対象世帯とは、以下のうちいずれかに該当する世帯を指します。
- ・年齢が 39 歳以下の単身
- ・どちらかの年齢が 39 歳以下の夫婦等(婚姻関係がない者 2 名からなる世帯を含む)

対象住戸の要件

次に掲げるア～コの全てに該当する住戸であること。

- ア 住戸は要綱第5条の交付申請時において、空き住戸であること。
- イ 住戸を含む建築物(以下「対象建物」という。)は、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他関係法令等に適合していること。
- ウ 対象建物は、昭和56年6月1日以降に着工したもの、又は昭和56年5月31日以前に着工したもののうち、補助事業完了時において、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第4条の規定に基づく建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針(平成18 年国土交通省告示第184 号)の「(別添)建築物の耐震診断及び耐震改修の実施についての技術上の指針となるべき事項」に照らし、所要の耐震性能を有しているものであること。
- エ 対象建物は建築後20年以上経過していること。
- オ 対象建物の構造は鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。
- カ 対象建物は市内鉄道駅若しくは藤岡支所概ね1km圏内、市街化区域又はおいでん・さんそんプランの「居住促進地区」のうちいずれかにあること。
- キ 補助事業完了時において、住戸の専有部分の床面積が40㎡以上であること。
- ク 補助事業完了時において、住戸内に台所、収納設備、独立した水洗便所、洗面設備及び浴室(シャワー室を除く。)を備えたものであること。
- ケ 過去に本補助金の交付を受けた住戸でないこと。
- コ 要綱第9条第2項の規定に基づき、入居者募集を行う住戸であること。

入居者募集の要件

- ・補助事業者は要綱第6条第1項の補助金の交付決定通知の日から第10条の補助金完了実績報告兼請求書の提出までに、補助事業者以外の宅地建物取引業者により対象住戸について、対象世帯を対象にしたことが分かる入居者募集を開始しなければならず、入居者募集広告にはこの事業を活用している旨を明記しなければなりません。なお、入居者募集広告をしなくても対象世帯の入居が確定している場合はこの限りではありません。
- ・ただし、前述する入居者募集を開始した後、3 か月以上の間、対象世帯を確保できない場合は、対象世帯以外の者を入居させることができます。
- ・補助事業者は、要綱第11条第1項の補助金の額の確定通知の日から10年間(以下「維持管理期間」という。)は、対象住戸の入居者が退去した場合においても、前2項に定める入居者募集をしなければなりません。

補助金額

- 最大 150 万円／戸 ※同時に3部屋まで申請することができます。共用部分の申請は対象建物につき 1 回までです。
- ・住戸部分:最大 100 万円(改修費の 1/2 かつ100万円が上限)
- ・共用部分:最大 50 万円(改修費の 1/2 かつ 50 万円が上限)

補助対象工事

表 1-1 に掲げる全ての工事とともに実施する、表 1-2 の左欄の区分に応じ中欄に掲げる内容とします。

表 1-1 ※必須工事です。既に措置済みであり、写真等により確認できる場合も可とします。

区分	内容
子どもの安全対策措置	玄関ドア及び玄関から居間に入室するためのドアにおける指はさみを防止するための措置
	居間のコンセント部における感電を防止するための措置
	居間及び台所の吊戸棚等における地震対策のための措置

最大
100 万円

表 1-2 ※必須工事をした場合に、補助対象にできる工事です。

住戸部分	内容
間取の変更に係る工事	複数の居室を一体の居室として改修する工事（居間を改修しないものを含む。）
	和室の洋間化等に係る工事
	テレワークできるスペースを設置する工事
設備の新設・改良工事	台所設備の新設・改良
	洗面設備の新設・改良
	一定の要件を満たすユニットバスの新設・改良
	収納設備の新設
	水洗便所の新設
	カメラ付きモニターフォンの設置
子どもの安全対策措置	玄関の電子錠への交換
	表 1-1 に掲げる措置(前表に記載している居室以外の部分に実施する措置を含む。)
防音性の向上等に係る工事	転落を防止する措置
	床の振動対策工事
	壁の防音工事
共用部分	窓の防音工事
	内容 ※共用部分の申請は対象建物につき 1 回まで
改修工事	エレベーターの設置
防犯性の向上に係る工事	共用部分の玄関扉にオートロックシステムを設置する工事
	共用部分に防犯カメラを設置する工事
利便性の向上に係る工事	宅配ボックスの設置

最大
50 万円



新婚世帯の

住居費用と引越費用をサポートします

令和 7 年分
世帯所得 500 万円未満
& 夫婦ともに 29 歳以下
最大 60 万円

令和 7 年分
世帯所得 500 万円未満
& 夫婦ともに 39 歳以下
最大 30 万円

令和 7 年分
世帯所得 500 万円以上
& 夫婦ともに 39 歳以下
最大 10 万円



対象者

次の1～8をすべて満たす夫婦

※ここでいう夫婦は豊田市ファミリーシップ宣言制度を活用し、宣言証明書の交付を受けた方を含みます。

- 1 令和 8 年1月1日から令和 9 年2月28日までの間に婚姻届等を提出し、受理された夫婦であること。
- 2 夫婦ともに申請日において新居となる住宅の住所に住民票があること。
- 3 夫婦ともに婚姻届等を提出し、受理された日における年齢が39歳以下であること。
- 4 夫婦ともに豊田市税を滞納していないこと。
- 5 夫婦ともに暴力団員でないこと。
- 6 夫婦ともに暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- 7 夫婦ともに過去に地域少子化対策重点推進交付金交付要綱に基づく補助金の他、定住支援策等を目的とした補助金等の交付を受けていないこと。
- 8 申請日より2年以上継続して市内に住み続ける意思があること。

申請期間

令和 8 年 8 月 1 日 **土** から令和 9 年 2 月 28 日 **日** まで

※土曜、日曜、祝日は電子申請のみ受付けます。

※補助は予算の範囲内で行います。予算が不足する場合は HP でご案内しますので、申請前にご確認ください。

申請・問合せ先

豊田市役所 都市計画課(西庁舎 4 階)

〒471-8501 豊田市西町 3 丁目 60 番地

TEL 0565- 34-6620 FAX 0565- 34-6764

E-mail toshikei@city.tovota.aichi.jp



詳細はチラシ裏面・HP をご覧ください。

対象費用

令和 8 年4月1日から申請日まで夫婦のいずれかが契約者として支払った次の費用

- 住宅取得費用：戸建住宅や分譲マンションなどの建物の購入費用 ※土地代は含みません。
- リフォーム費用：住宅の機能の維持や向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新などの工事費用
※倉庫や車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽などの外構に係る工事費用、家電の購入や設置に係る費用は対象外。
- 住宅賃借費用：住宅の賃借料(家賃)から勤務先の住宅手当の額を控除した額
※家賃は夫婦ともに新住所へ住民票異動後に生じた額が対象です。
- 引越費用：新居へ引越しする際に要した引越業者又は運送業者への支払いに係る実費

婚姻前の対象費用は、婚姻日から起算して 1 年以内に婚姻を機として取得・実施・賃借したものに限りします。

補助要件

対象エリア MAP



①対象エリア 補助金の対象となる住宅は以下のいずれかにあることが要件です。

- 市街化区域 ●鉄道駅又は藤岡支所から概ね 1 キロ圏内 ●山村地域における居住促進地区

②講座受講 夫婦ともに以下のいずれかの講座等を受けることが要件です。

- ライフデザイン支援講座 ●プレコンセプションケアに関する講座 ●医療機関への妊娠・出産に関する相談
- 共家事・子育て講座 ※各講座等の詳細については市 HP に掲載します。

申請書類 申請様式はホームページからダウンロードできます。

必ず提出

1. 豊田市結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書(様式第1号)
 2. 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本若しくは豊田市ファミリーシップ宣言証明書の写し
 3. 夫婦二人分の課税証明書(令和 7 年の所得の額について令和 8 年 1 月 1 日に在住していた市町村(特別区の区長を含む。以下同じ。))が交付する証明書又は市町村が交付する税額通知書の写し
- ※所得がない方も提出が必要です。源泉徴収票は不可です。

住宅取得費用の補助を受ける場合に提出

4. 売買契約書又は工事請負契約書の写し
5. 領収書の写し
6. 婚姻前の住宅購入の場合、引き渡し証明書等の写し(取得日を確認するため。)

リフォーム費用の補助を受ける場合に提出

7. 工事請負契約書又は請書の写し
8. リフォーム箇所がわかる工事明細書等の写し
9. 領収書の写し

住宅賃借費用の補助を受ける場合に提出

10. 夫婦どちらかが契約名義人の賃貸借契約書の写し ※社宅等で賃借人が勤務先の場合も対象となります。
11. 勤務先から住宅手当の支給を受けている場合、勤務先が記入する住宅手当支給状況証明書(様式第2号)
12. 領収書や通帳等、支払いの確認ができる書類の写し

引越費用の補助を受ける場合に提出

13. 領収書の写し

※領収書はすべて支払者氏名・金額・支払内訳・支払日・支払先が明記されたものをご提出ください。

申請方法

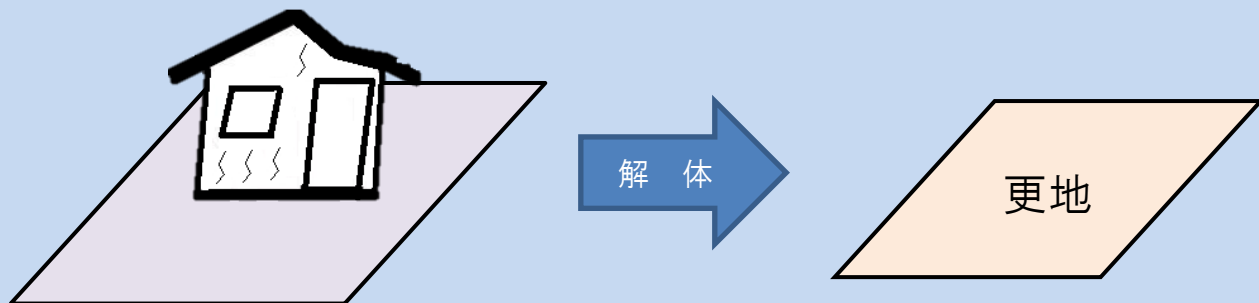
必要書類をすべてそろえ、都市計画課の窓口または電子申請にてご提出ください。

※書類に不備がある場合は受付できませんので、ご不明な点は事前にお問合せください。

空き家の

解体費用

を補助します



市民生活の安全・安心と良好な生活環境の確保を図るため、老朽化した空き家の解体費の一部を補助します。

補助額：解体費用の1／2（上限52万円）

※令和7年度から上限額を20万円から52万円に増額しました

補助対象の空き家

以下のすべてを満たすもの

- 不良住宅
(屋根の陥没、壁の剥落、基礎の破損等老朽化が進んでいるもの)
- 1年以上使用されていないもの
- 延床面積の2分の1以上が居住の用に供されていたこと
- 所有権以外の権利が設定されていないこと
(当該権利者の同意があれば可)

補助の対象者

以下のすべてを満たす者

- 空き家の所有者または相続人
- 空家特措法に基づく命令を受けていない空き家所有者
- 市税を滞納していない者
- 解体工事を解体業者に依頼する者
- 暴力団員でない者
- 暴力団・暴力団員と密接な関係を有していない者

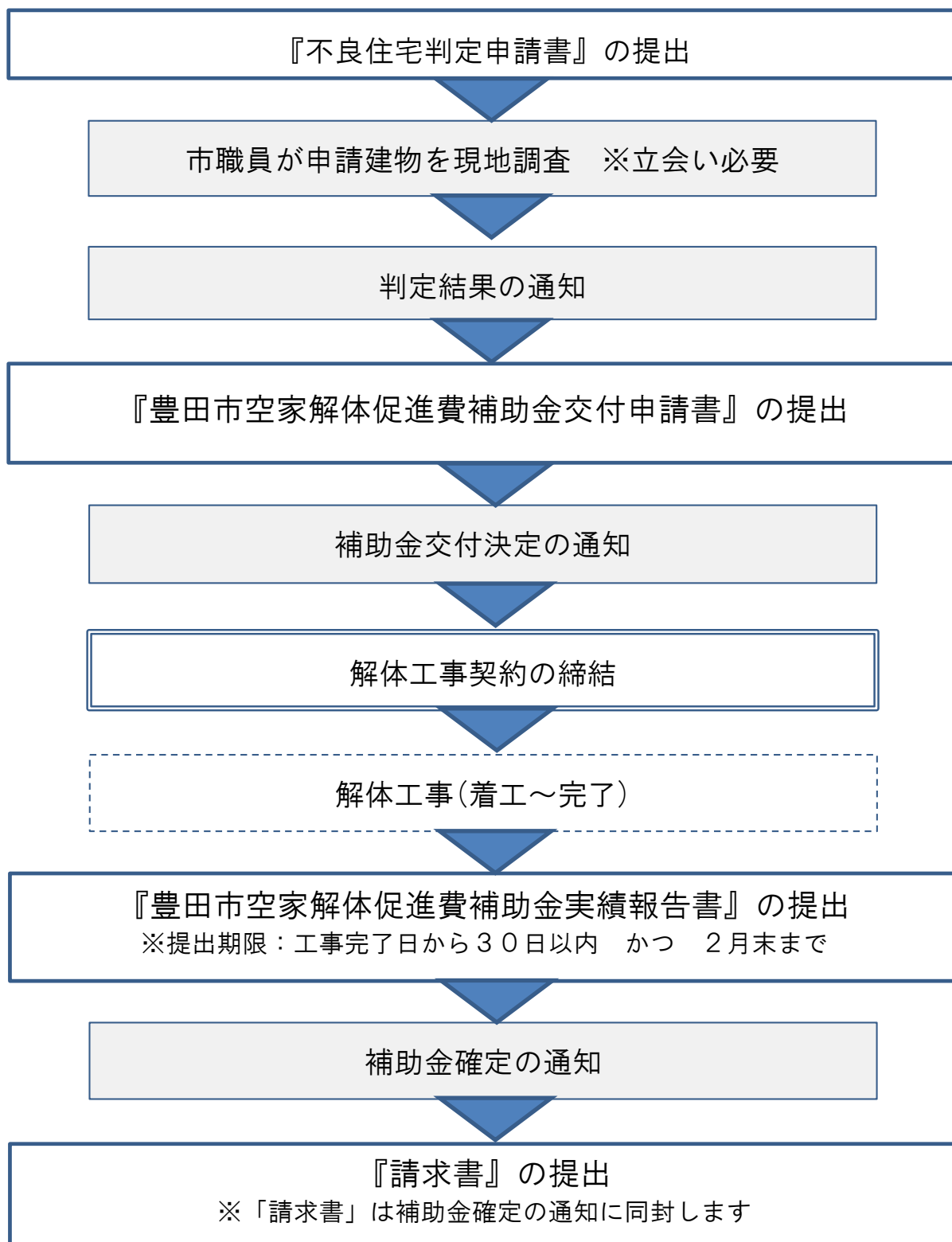
留意事項

- ・ 空き家を解体した場合、固定資産税が上がる可能性があります。
- ・ 解体工事の請負契約の締結及び工事着手は、補助金交付決定の通知を受領した後にしてください。
補助金交付決定前に契約締結又は工事着手を行うと補助金を交付することができません。
- ・ **原則、敷地内のすべての建築物、工作物、立木等を除却し更地とする必要があります。**
- ・ 解体後の空地の適正管理を行う必要があります。

● 問合せ 豊田市西町3-60（西庁舎4階）
建築相談課 TEL：34-6649

申請の流れ

※補助申請者が行う手続きは太枠の書類提出です。



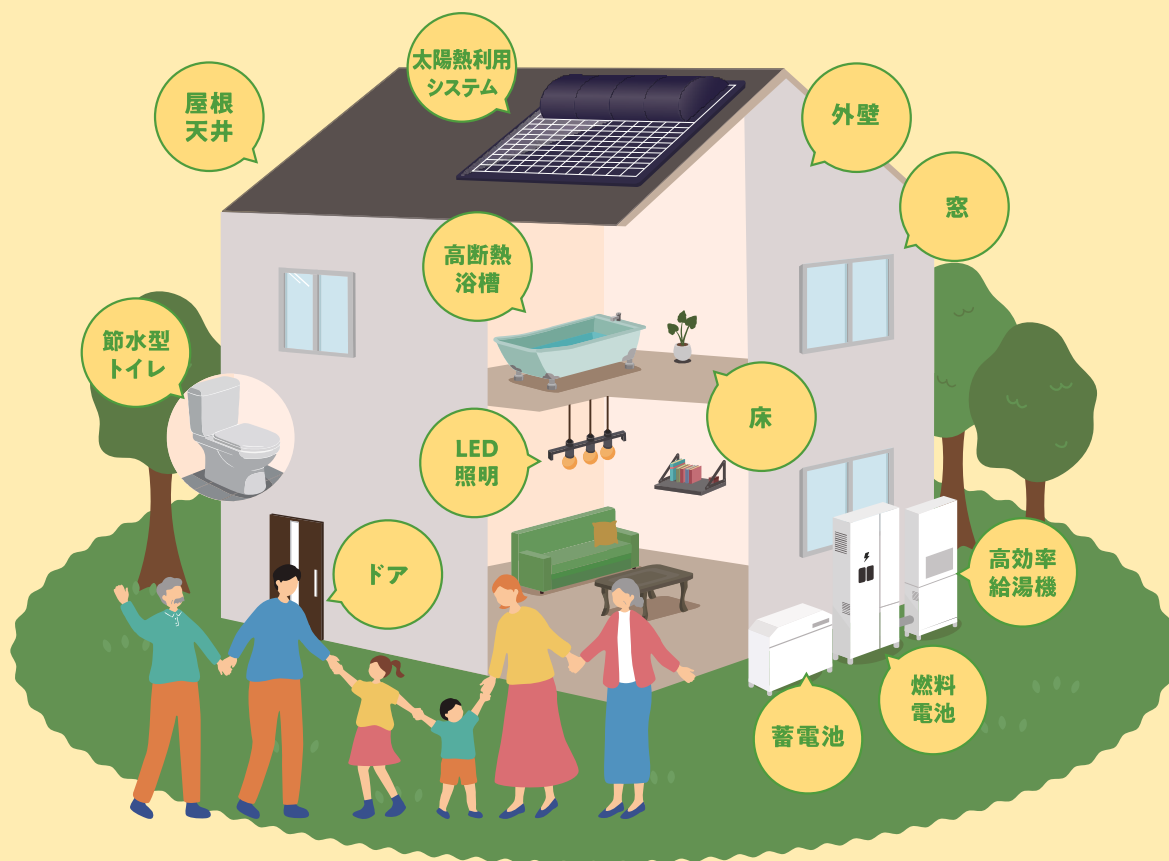
- 補助の対象となる建物かどうか、申請前に職員による現地調査を行います。
- 補助金をご希望の方は、「不良住宅判定申請書」を建築相談課 窓口にご提出いただくか、建築相談課に電話でご連絡ください。
- 建物の現地調査時には、建物内部を調査することとなりますので、申請者の方の立会いが必要です。「不良住宅判定申請書」提出時、もしくは、電話連絡時に現地調査の日程調整をさせていただきます。
- 現地調査立会い時に、今後の提出書類等について説明させていただきます。
(補助対象の建物でなかった場合はその旨をお伝えします。)

住宅省エネ改修 補助金

共同住宅も
対象

既存住宅を **ZEHレベル** に **全体・部分改修**した場合

最大 **70** 万円 補助します



窓や外壁、屋根、天井、床などの断熱化に係る改修工事

高効率給湯器等の設備の効率化に係る工事

申請
受付期間

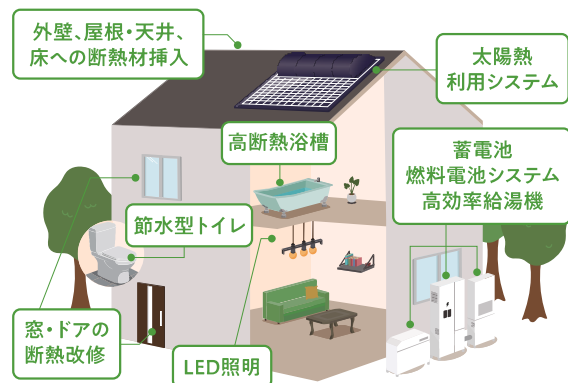
令和8年6月1日(月)～令和9年2月15日(月)

※ただし予算額に達した時点で受付を終了いたします。

※省エネ設計・改修工事の契約前に申請を行い、交付決定を受ける必要があります。

補助対象事業一覧

2か所以上の開口部(窓、ドア)の断熱改修が必須です!



断熱化に係る改修工事

必須工事 ●窓 ●ドア

任意工事 ●外壁 ●屋根
●天井 ●床

設備の効率化に係る工事

任意工事 ●太陽熱利用システム ●コージェネレーション設備
●高効率給湯器 ●高断熱浴槽 ●蓄電池
●燃料電池システム ●節湯水栓 ●LED照明
●節水型トイレ

補助対象となる省エネ改修工事

省エネ改修は次の①、または②の工事が補助対象です。①、②のいずれの場合も耐震性の安全が確保される必要があります。

1 全体改修 改修後の住宅全体がZEH水準に相当するもの

●改修後に住宅全体がZEH水準に相当することについて、BELS等の第三者機関の評価・認証を受けているもの(取得予定を含む)

2 部分改修 複数の開口部を含む工事(改修部分がZEH水準の仕様基準に適合していること)

●2か所以上の開口部(窓又はドア)の改修を含むもの
●上記に加えて断熱材や設備機器(高断熱浴槽、高効率給湯器、給湯水栓等)も対象です。

補助対象経費

省エネ設計に要する経費

省エネ改修のために必要な調査、設計、計画に係る費用等(BELS等の取得にかかる費用含む)

省エネ改修に要する経費

開口部や躯体等の断熱化に係る工事及び設備の効率化に係る工事に要する費用
※全体改修時の構造補強工事費用も対象
※設備の効率化に係る工事に要する経費として計上できる額は、開口部、躯体等の断熱化に係る工事に要する経費の額を上限とします。補助率
上限額

補助対象経費の4/5、又はモデル工事費の4/5のいずれか少ない方。最大70万円

補助対象者



市内住宅の所有者 (共同住宅における区分所有者を含む。)

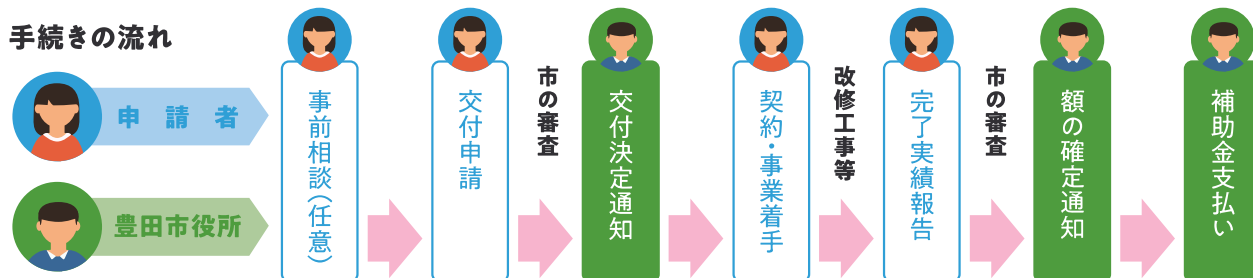
※完了実績報告時に補助を受ける住宅へ居住している必要があります。



マンション等の共同住宅の管理組合

又は所有者

手続きの流れ



必ず交付決定通知後に省エネ設計・改修工事の契約を行ってください。(契約済みの工事は、補助対象外です)

完了実績報告提出期限

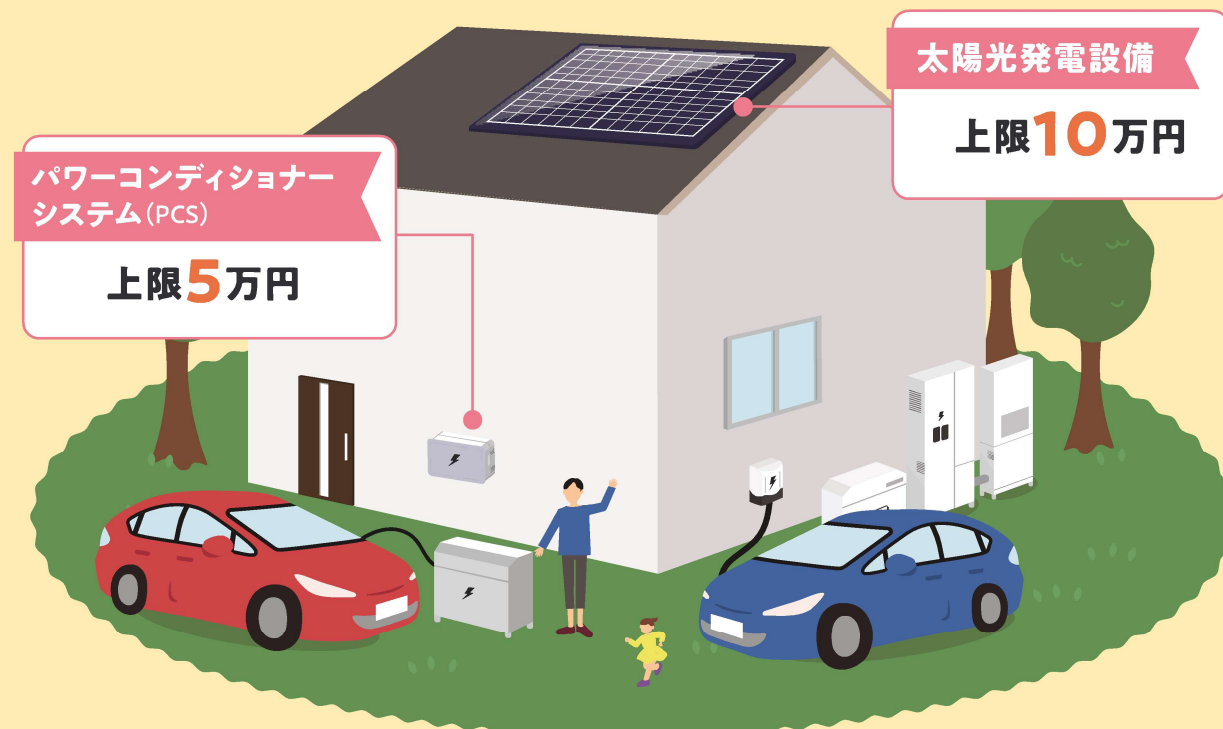
工事の完了日から2か月以内に提出。ただし、令和9年2月15日(月)より後には提出できません。

申請にあたっては、補助金交付要綱、申請ガイド等を必ずご確認ください。

詳細は
こちら▶

自家消費型太陽光発電 設備設置費補助金

自ら居住する住宅に、自家消費型の太陽光発電を設置、
又はパワーコンディショナーシステム(PCS)を更新する場合



いずれも 外部給電機能付のBEV(電気自動車) 又は
PHEV(プラグインハイブリッド車)を所有している場合に限る。

外部給電設備とは

車に蓄えた電気を電化製品等に供給できる機能を指します。
この機能を活用すれば、車が非常用の電源となり、
非常時の安心に繋がります。



1500Wを超えない範囲で
複数の家電の同時使用が可能

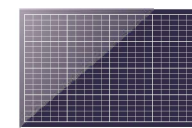


申請
受付期間

令和8年4月1日(水)～令和9年2月15日(月)

※ただし予算額に達した時点で受付を終了いたします。

対象となる機器



太陽光発電設備



パワーコンディショナー
システム(PCS)の更新

ただし、どちらも以下の条件を満たしている場合に限る

- ① 外部給電機能付の BEV(電気自動車) 又は PHEV(プラグインハイブリッド車) を所有している
- ② 市内の事業者で設置・更新をする



補助金額

種 別	太陽光発電設備	パワーコンディショナーシステム(PCS)更新
補 助 率	1万円/kW(太陽光出力)	1万円/kW(PCS出力)
補助上限額	最大10万円	最大5万円

※補助対象設備の要件について詳細は市HPに掲載の要綱をご覧ください。

※集合住宅等に対象設備を設置する場合は、電気事業者と太陽光発電システムで発電した電力を自ら居住する部分でのみ使用する旨の契約を締結する場合に限る。

補助対象経費 注意:補助金の申請は同一年度内に1世帯につき各補助金1回限りです!

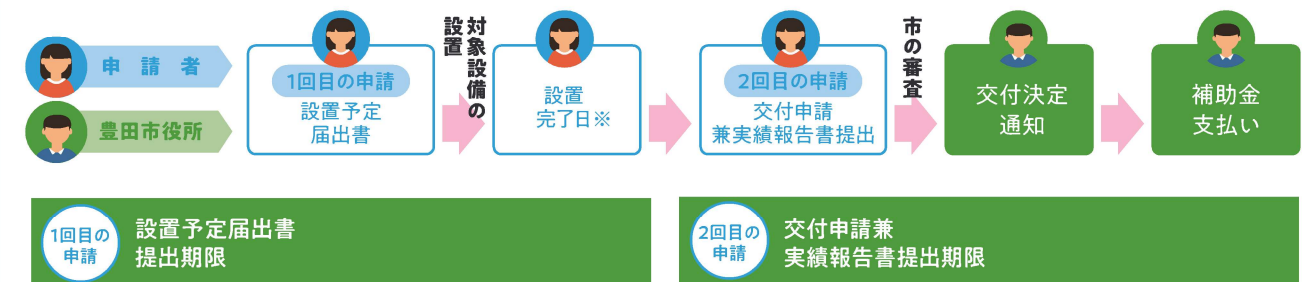
対象設備の設置に要する費用

(例) 本体機器費、架台、接続箱、配線・配線器具の購入、システムの設置工事に関する費用等

詳細は市HPに
掲載の要綱をご覧ください。



申請の流れ 【注意】設備設置の前と後で2回手続きが必要です。



対象設備の設置完了日以前に提出

対象設備の設置(更新)完了日から2か月以内。
ただし、令和9年2月15日(月)より後には提出できません。

設置完了日とは、次の①又は②のうちいずれか遅い日のことです。

太陽光発電システムの場合

- ① 電気事業者との 接続契約締結日

※系統に接続しない場合は、対象設備の保証開始日のうち最も遅い日

- ② 補助対象経費の支払いが完了した日

※分割払いの場合は、分割払いに係る契約書の締結日 or 分割払でない補助対象経費の支払いが完了した日のいずれか遅い日

パワーコンディショナーシステムの場合

- ① 補助対象事業の工事が完了した日
- ② 補助対象経費の支払いが完了した日

※分割払いの場合は、分割払いに係る契約書の締結日 or 分割払でない補助対象経費の支払いが完了した日のいずれか遅い日

申請にあたっては、補助金交付要綱、申請ガイド等を必ずご確認ください。

詳細は
こちら▶



豊田市エコファミリー 支援補助金 住宅編

太陽光、蓄電池又はV2H、
HEMS(ハウス・エネルギー・マネジメント・システム)の
3点セットを一体的に導入する場合

蓄電池又はV2H、燃料電池を
単体で導入する場合

区分	3点セット	3点セット + ZEH水準	3点セット + ZEH水準を大きく上回る基準	蓄電池 or V2H	燃料電池
	 スマートハウス※1 (太陽光・HEMS・蓄電池 又は V2H)	 スマート・ゼロハウス (ZEH水準のスマートハウス)※2	 脱炭素志向型住宅 (ZEH水準を大きく上回る スマートハウス)※3	 蓄電池 or V2H	 燃料電池
	不動産登記事項証明書の 新築年月日が 令和4年3月31日以前の住宅	不動産登記事項証明書の 新築年月日が 令和4年4月1日以降の住宅	不動産登記事項証明書の 新築年月日が 令和4年4月1日以降の住宅	蓄電容量 7.5kWh 未満	蓄電容量 7.5kWh 以上
補助率等	定額	定額	定額	蓄電容量 1kWhあたり 1万円	設置費用の 5%※4
上限額	21万円	26万円	31万円	15万円	5万円

※1.太陽光発電システム、HEMS(家庭用エネルギー管理システム)、及び家庭用リチウムイオン蓄電池又は電気自動車等充給電設備(V2H)を同時に設置し申請するもの。

※2.スマートハウスの要件に加え、国 ZEH補助金を受けているもの又は住宅版BELS評価書において同等の評価を受けているもの。

※3.スマートハウスの要件に加え、ZEH水準を満たした上で、以下の省エネ性能を有しているもの。

・住宅の外気性能が断熱等性能等級6以上であること。・設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から35%以上削減されていること。

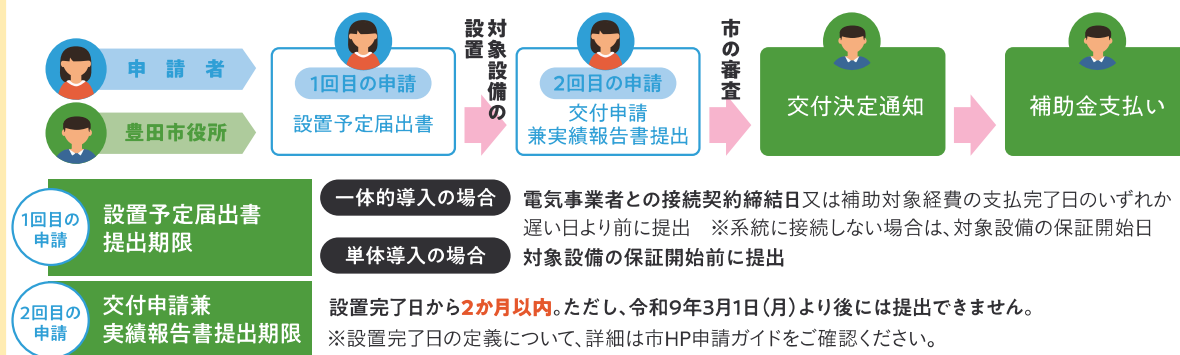
※4.設置工事費を含む

■ 補助対象者 注意:補助金の申請は同一年度内に1世帯につき各補助金1回限りです!

✓ 豊田市民で、対象設備等を設置した住宅に住所を有する方 ※交付申請兼実績報告の時点で住民基本台帳法により記録されている方

✓ 豊田市税を滞納していない

申請の流れ 【注意】設備設置の前と後で2回手続きが必要です。



申請受付期間 令和8年4月1日(水)～令和9年3月1日(月) ※ただし予算額に達した時点で受付を終了いたします。

申請にあたっては、補助金交付要綱、申請ガイド等を必ずご確認ください。詳細はこちら▶

